

一、最新中国法令

● 关于改进规范投资项目核准行为 加强协同监管的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会、国土资源部、环境保护部、住房和城乡建设部、银行业监督管理委员会

【发布文号】发改投资〔2013〕2662号

【发布日期】2013-12-28

【内容提要】根据该通知：

- 对于国家法律、行政法规没有明确规定作为项目核准前置条件的审批手续，一律放在核准后、开工前完成。对于国家法律、行政法规明确规定作为项目核准前置条件的审批手续，有关部门要按照“减少事前审查、加强事中事后监管”的原则，提出改进措施。
- 国家发展改革委将抓紧修订《企业投资项目核准暂行办法》、《外商投资项目核准暂行管理办法》和《境外投资项目核准暂行管理办法》，并相应调整《项目申请报告通用文本》。
- 各级项目核准机关主要对企业投资项目是否符合国家法律法规、国家宏观调控政策、发展建设规划及准入标准，是否影响国家安全、生态安全以及社会稳定风险等方面进行审查。不再对项目的市场前景、经济效益、资金来源和产品技术方案等应由企业自主决策的内容进行审查。对外商投资项目和境外投资项目的核准内容，也要进行相应简化。
- 建立部门联动机制。对于未取得规划选址、用地预审、环评审批、节能评估审查意见的项目，各级项目核准机关不得予以核准。对于未按规定取得核准、规划许可、环评审批、用地管理等相关文件的建筑工程项目，建设行政主管部门不得发放施工许可证。对于未依法履行开工前各项手续的项目，金融机构不得发放贷款。项目核准机关、城乡规划、国土资源、环境保护、金融监管等部门要将核准、审批结果及时互相抄送，加快完善本部门的信息系统，建立发展规划、产业政策、技术

一、最新中国法令

● 投資プロジェクト認可行為を改善規範化し連携監督管理を強化する旨の通知

【発布機関】国家發展改革委員会、国土資源部、環境保護部、住宅都市農村建設部、銀行業監督管理委員会

【発布番号】発改投資〔2013〕2662号

【発布日】2013-12-28

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 国の法律、行政法規でプロジェクト認可の前提条件として明確に規定されていない審査許可手続きについては、一律に認可後、起工前の完了とする。国の法律、行政法規でプロジェクト認可の前提条件として明確に規定されている審査許可手続きについては、関係部門が「事前審査を減らし、中間過程、事後の監督管理を強化する」の原則に照らして、改善措置を提起しなければならない。
- 国家發展改革委員会は速やかに「企業投資プロジェクト認可暫定弁法」、「外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法」と「国外投資プロジェクト認可暫定管理弁法」の改正を行った上、「プロジェクト申請報告の標準様式」を相応に調整する。
- 各級プロジェクト認可機関は主として、企業の投資プロジェクトが国の法律法規、国のマクロ規制政策、發展建設計画および参入基準に合致しているか、国の安全、生態安全および社会の安定に影響を及ぼすリスクがあるかなどについて審査を行うものとする。以後は、プロジェクトに関する市場の見通し、経済効果、資金源および製品技術方案などの企業が自己裁量で決定すべき内容に対する審査を行わない。外商投資プロジェクトおよび国外投資プロジェクトの認可内容についても、相応の簡素化を進めなければならない。
- 部門の連動体制を構築する。計画用地の選定、用地の事前審査、環境アセスメント審査許可、省エネ評価審査意見を取得していないプロジェクトについては、各級プロジェクト認可機関は認可を与えてはならない。規定に従って認可、計画許可、環境アセスメント審査許可、用地管理などの関連書類を取得していない建築工事プロジェクトに対し、建設行政主管部门は施工許可証を発行してはならない。法に従って起工前の各種手続きを行っていないプロジェクトに対し、金融機構は貸付を行ってはならない。プロジェクト認可機関、都市農村計画、国土資源、環境保護、金融監

政策、准入标准、诚信记录等信息互通制度，及时通报对违法违规行为的查处情况，实现行政审批和市场监管的信息共享。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20140103_574375.htm

● 企业环境信用评价办法（试行）

【发布单位】环境保护部、国家发展和改革委员会、中国人民银行、银行业监督管理委员会

【发布文号】环发〔2013〕150号

【发布日期】2013-12-18

【实施日期】2014-03-01

【内容提要】根据该办法：

- 企业环境信用评价，是指环保部门根据企业环境行为信息，按照规定的指标、方法和程序，对企业环境行为进行信用评价，确定信用等级，并向社会公开，供公众监督和有关部门、机构及组织应用的环境管理手段。
- 该办法所称“企业环境行为”，是指企业在生产经营活动中遵守环保法律、法规、规章、规范性文件、环境标准和履行环保社会责任等方面的表现。企业通过合同等方式委托其他机构或者组织实施的具有环境影响的行为，视为该企业的环境行为。
- 污染物排放总量大、环境风险高、生态环境影响大的企业（包括国家环保部或设区的市级以上地方环保部门公布的重点监控企业；16类重污染行业内的企业等共10种类型的企业），应当纳入环境信用评价范围。
- 企业的环境信用，分为环保诚信企业、环保良好企业、环保警示企业、环保不良企业四个等级，依次以绿牌、蓝牌、黄牌、红牌表示。企业符合相关情形（包括14种情形）的，实行“一票否决”，直接评定为“环保不良企业”。
- 对环保诚信企业，相关部门可以采取“优先安排环保专项资金或者其他资金补助”等10种激励

督管理などの部門は互いに認可、審査許可の結果を適時に転送しなければならず、当部門の情報システムを整備し、発展計画、産業政策、技術政策、参入基準、信用記録などの情報共有制度を確立し、適時に違法、規則違反行為の取り締まり状況を報告し、行政審査許可と市場監督管理に関する情報共有を実現するものとする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20140103_574375.htm

● 企業環境信用評価弁法（試行）

【発布機関】環境保護部、国家發展改革委員會、中国人民银行、銀行業監督管理委員會

【発布番号】環発〔2013〕150号

【発布日】2013-12-18

【実施日】2014-03-01

【概要】本弁法によると、以下の通りである。

- 企業環境信用評価とは、環境保護部門が企業の環境行動に関する情報に基づいて、所定の指標、方法と手順に照らし、企業の環境行動に対する信用評価を行い、信用等級を確定した上、社会に向け公表し、大衆の監督および関係部門、機構と組織の活用供する環境管理手段のことを指す。
- 本弁法でいう「企業の環境行動」とは、企業が生産経営活動において環境保護の法律、法規、規則、規範性文書、環境基準を遵守し、環境保護社会責任を履行するなどの行動を指す。企業が契約などの方式を通じてその他の機構または組織に委託して行う環境への影響を伴う行動は、当該企業の環境行動と見なされる。
- 汚染物排出総量大きい、環境リスクの高い、生態環境への影響が大きい企業（国家環境保護部または区を設置した市級以上の地方環境保護部門が公布した重点監視企業、16類の重汚染業界内の企業など計10分類の企業が含まれる）については、環境信用評価対象となる。
- 企業の環境信用は、環境保護信用企業、環境保護良好企業、環境保護警告企業、環境保護不良企業の四つの等級に区分され、等級に従って緑色マーク、青色マーク、黄色マーク、赤色マークで表示される。企業が関連状況（14種類の状況が含まれる）に該当する場合、「一票否決」を実行し、直接に「環境保護不良企業」と評定する。
- 環境保護信用企業に対しては、関係部門は「環境保護専用資金またはその他の資金補助の優先割当て」などの

性措施。对环保警示企业,相关部门可以采取“加大执法监察频次”等9种约束性措施。对环保不良企业,相关部门可以采取“责令其向社会公布改善环境行为的计划或者承诺,按季度向主管环保部门,书面报告企业环境信用评价中发现问题的整改情况”等10种惩戒性措施。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201401/t20140102_265940.htm

● [关于防范税收风险若干增值税政策的通知](#)

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2013〕112号

【发布日期】2013-12-27

【实施日期】2014-01-01

【内容提要】根据该通知,增值税纳税人发生虚开增值税专用发票或者其他增值税扣税凭证、骗取国家出口退税款行为(以下简称“增值税违法行为”),被税务机关行政处罚或司法机关刑事处罚的,其销售的货物、提供的应税劳务和营业税改征增值税应税服务(以下简称“货物劳务服务”)执行以下政策:

(一) 享受增值税即征即退或者先征后退优惠政策的纳税人,自税务机关行政处罚决定或司法机关判决或裁定生效的次月起36个月内,暂停其享受上述增值税优惠政策。

(二) 出口企业或其他单位发生增值税违法行为对应的出口货物劳务服务,视同内销,按规定征收增值税(骗取出口退税的按查处骗税的规定处理)。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201312/t20131231_1031497.html

● [关于取消和下放一批行政审批项目的公告](#)

【发布单位】交通运输部

【发布文号】交通运输部公告2013年第77号

【发布日期】2013-12-23

10種類の奨励的措置を講じることができる。環境保護警告企業に対しては、関係部門は「法執行監督の頻度を高める」などの9種類の拘束的措置を講じることができる。環境保護不良企業に対しては、関係部門は「企業は社会に向け環境行動の是正に関する計画または承諾を公表し、四半期ごとに主管環境保護部門に対し、企業の環境信用評価において見つかった問題の是正状況に関する書面報告を行うよう命じる」などの10種類の懲罰的措置を講じることができる。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201401/t20140102_265940.htm

● [税收リスク防止の若干増値税政策に関する通知](#)

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】財政〔2013〕112号

【発布日】2013-12-27

【実施日】2014-01-01

【概要】本通知によると、増値税納税者に増値税専用発票またはその他の増値税控除証憑の虚偽発行、国の輸出税還付を詐取する行為(以下「増値税違法行為」という)があり、税務機関の行政処罰または審判機関の刑事処罰を受けた場合、その販売された貨物、提供された課税役務および営業税から増値税への一本化の課税サービス(以下「貨物役務サービス」という)については、以下の政策を実施する。

(一) 増値税の即時徴収即時還付または先行納付後の還付の優遇政策を享受した納税者については、税務機関の行政処罰決定または審判機関の判決あるいは裁定の発効の翌月から36ヵ月の間、上述した増値税優遇政策の享受を一時停止する。

(二) 輸出企業またはその他の事業者が増値税違法行為があった輸出貨物役務サービスについては、国内販売と見なし、規定に従って増値税を徴収する(輸出税還付を詐取した場合については脱税取締りに関する規定に基づき処理する)。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201312/t20131231_1031497.html

● [一部行政審査許可プロジェクトの取消および委譲に関する公告](#)

【発布機関】交通運輸部

【発布番号】交通運輸部公告2013年第77号

【発布日】2013-12-23

【内容提要】根据该公告，外商投资道路运输业立
项审批下放至省级人民政府交通运输
行政主管部门。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/zcfgs/201312/t20131223_1532084.html

● [中华人民共和国海关审定进出口货物完税价格办法](#)

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署第 213 号令

【发布日期】2013-12-25

【实施日期】2014-02-01

【内容提要】与原《[中华人民共和国海关审定进出口货物完税价格办法](#)》相比，此次的主要修订是，将内销保税货物完税价格的确定从该办法中剔除出来。有关内销保税货物完税价格的确定，适用海关总署另行制定的《[中华人民共和国海关审定内销保税货物完税价格办法](#)》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49660/info688746.htm>

● [2014 年进出口许可证管理货物目录及货物分级发证目录](#)

【发布单位】商务部等

【发布日期】2013-12-30/31

【实施日期】2014-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

2014 年自动进口许可管理货物目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201312/20131200446721.shtml>

2014 年进口许可证管理货物目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201312/20131200446715.shtml>

2014 年出口许可证管理货物目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201312/20131200446709.shtml>

2014 年进口许可证管理货物分级发证目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201401/20140100448303.shtml>

2014 年出口许可证管理货物分级发证目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201401/20140100448328.shtml>

两用物项和技术进出口许可证管理目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201312/20131200446729.shtml>

● [中国严格限制进出口的有毒化学品目录（2014 年）](#)

【发布单位】环境保护部、海关总署

【概要】本公告によると、外商投資道路輸送業の
プロジェクト立上審査許可を省級人民政
府交通運輸行政主管部門に委譲する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/zcfgs/201312/t20131223_1532084.html

● [中華人民共和國稅關輸出入貨物課稅價格查定弁法](#)

【發布機關】稅關總署

【發布番号】稅關總署第 213 号令

【發布日】2013-12-25

【實施日】2014-02-01

【概要】旧「[中華人民共和國稅關輸出入貨物課稅價格查定弁法](#)」と比べ、今次の改正は主として、国内販売する保税貨物の課税價格の確定を本弁法から削除した。国内販売する保税貨物の課税價格の確定については、税関総署が別途制定した「[中華人民共和國稅關国内販売保税貨物課稅價格查定弁法](#)」を適用する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49660/info688746.htm>

● [2014 年輸出入許可証管理貨物目錄および貨物等級別証書發行目錄](#)

【發布機關】商務部など

【發布日】2013-12-30/31

【實施日】2014-01-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

2014 年自動輸入許可管理貨物目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201312/20131200446721.shtml>

2014 年輸入許可証管理貨物目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201312/20131200446715.shtml>

2014 年輸出許可証管理貨物目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201312/20131200446709.shtml>

2014 年輸入許可証管理貨物等級別証書發行目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201401/20140100448303.shtml>

2014 年輸出許可証管理貨物等級別証書發行目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201401/20140100448328.shtml>

軍民兩用物資および技術輸出入許可証管理目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201312/20131200446729.shtml>

● [「中国が輸出入を嚴格に規制する有毒化学品目錄」\(2014 年\)](#)

【發布機關】環境保護部、稅關總署

【发布文号】环境保护部、海关总署公告 2013 年第 85 号
【发布日期】2013-12-30
【实施日期】2014-01-01
【内容提要】凡进口或出口该目录中有毒化学品的，应向环境保护部申请办理有毒化学品进口环境管理登记证和有毒化学品进（出）口环境管理放行通知单。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201312/t20131231_265886.htm

● 职业病分类和目录

【发布单位】国家卫生和计划生育委员会、人力资源和社会保障部、国家安全生产监督管理总局、全国总工会
【发布文号】国卫疾控发〔2013〕48 号
【发布日期】2013-12-23
【实施日期】2013-12-23
【内容提要】与修订前的《职业病目录》相比，该目录包括 132 种职业病（含 4 项开放性条款），其中新增职业病 18 种，修订后仍分为 10 类。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2013/1231/228927/content_228927.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 《中华人民共和国行政诉讼法修正案（草案）》公开征求意见

日前，第十二届全国人民代表大会常务委员第六次会议初次审议了《[中华人民共和国行政诉讼法修正案（草案）](#)》，现向社会公开征求意见（截止日期：2014 年 01 月 30 日）。

与修订前的《行政诉讼法》相比，本次修改主要针对行政诉讼案件的立案难、审理难、执行难等问题。

【发布番号】環境保護部、税関総署公告 2013 年第 85 号

【発布日】2013-12-30

【実施日】2014-01-01

【概要】当該目録における有毒化学品を輸入または輸出する場合、いずれも環境保護部に対し、有毒化学品輸入環境管理登記証および有毒化学品輸入（出）環境管理通関許可通知書の手続きを申請しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201312/t20131231_265886.htm

● 職業病分類および目録

【発布機関】国家衛生計画生育委員会、人的資源社会保障部、国家安全生产监督管理局、全国总工会
【发布番号】国衛疾控発〔2013〕48 号
【発布日】2013-12-23
【実施日】2013-12-23
【概要】改正前の「職業病目録」と比べ、当該目録には 132 種の職業病が含まれ（4 項目の開放的条項を含む）、その中、新規追加された職業病は 18 種であり、改正後も依然として 10 分類に分けられている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2013/1231/228927/content_228927.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 「中華人民共和国行政訴訟法修正案（草案）」がパブリックコメントを募集する

先頃、第十二次全国人民代表大会常務委員第六回會議で初めて「[中華人民共和国行政訴訟法修正案（草案）](#)」が審議され、現在、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは 2014 年 1 月 30 日である）。

改正前の「行政訴訟法」と比べ、今次改正は主に行政訴訟事件の立件、審理、執行が困難であるなどの問題に対し行われた。

(摘自全国人民代表大会网站；2013年12月31日发布)

(2013年12月31日付の全国人民代表大会ウェブサイトより抜粋)

● 解读新《消费者权益保护法》(连载之一/共三篇)

2013年10月25日，全国人民代表大会常务委
员会审议通过了《消费者权益保护法修正案》(以
下简称“修正案”)，这是《消费者权益保护法》
施行近20年以来的第一次修订。本次修订历时多
年，修订范围较大，不仅充实细化了消费者权益
的规定，还强化了经营者的义务和责任。此外，就
网购及电视、电话购物等新的消费方式，也有了
规制。律师对照此次的主要修订内容，列表简要
分析如下，供参考。

一、加强了对消费者个人信息的保护

修订前	修订后 ¹
第十四条 消费者在购买、使用商品和接受服务时，享有人格尊严、民族风俗习惯得到尊重的权利，享有个人信息依法得到保护的权利。	第十四条 消费者在购买、使用商品和接受服务时，享有人格尊严、民族风俗习惯得到尊重的权利， <u>享有个人信息依法得到保护的权利。</u>
(无)	第二十九条 经营者收集、使用消费者个人信息， <u>应当遵循合法、正当、必要的原则，明示收集、使用信息的目的、方式和范围，并经消费者同意。</u> 经营者收集、使用消费者个人信息， <u>应当公开其收集、使用规则，不得违反法律、法规的规定和双方的约定收集、使用信息。</u> <u>经营者及其工作人员对收集的消费者个人信息必须严格保密，不得泄露、出售或者非法向他人提供。经营者应当采取技术措施和其他必要措施，确保信息安全，防止消费者个人信息泄露、丢失。在发生或者可能发生信息泄露、丢失的情况时，应当立即采取补救措施。</u>

¹ 表格中有下划线的部分为《修正案》修改或新增的内容。下同。

¹ 表中下划线部分是「修正案」で改正または追加された内容であり、以下同じ。

● 新「消費者権益保護法」の解説(連載その一/全三回)

2013年10月25日，全国人民代表大会常务委
员会是「消費者権益保護法改正案」(以下「改正案」
と)を審議可決した。これは「消費者権益保護法」
施行から20年で初めての改正である。今次改正
には長年を費やしており、改正範囲は広く、消
費者権益に関する規定を充実し詳細にしてく
だり、事業者の義務と責任も強化している。こ
の他、オンラインショッピングおよびテレビ、テ
レフォンショッピングなどの新たな消費方式に
ついて、規制を加えている。筆者は今次改正の
主な内容を比較し、ご参考まで、以下の表に
まとめて簡潔に分析した。

一、消費者個人情報に対する保護を強化した

改正前	改正後 ¹
第十四条 消費者は、商品の購入、使用およびサービスを受ける際、その人格の尊厳、民族習慣を尊重される権利を有する。	第十四条 消費者は、商品の購入、使用およびサービスを受ける際、その人格の尊厳、民族習慣を尊重される権利を有し、 <u>個人情報</u> は法に従って保護を受ける権利を有する。
(なし)	第二十九条 事業者が消費者の個人情報を収集、使用する場合は、 <u>適法、正当、必要の原則を遵守しなければならず、情報を収集、使用する目的、方式および範囲を明示の上、消費者の同意を得なければならない。</u> 事業者が消費者個人情報の収集、使用を行う場合は、 <u>その収集、使用の規則を公開しなければならず、法律、法規の規定および双方の取決めに違反して情報を収集、使用してはならない。</u> 事業者およびその作業人員は、 <u>収集した消費者個人情報に対し厳格な秘密保持を行わなければならない、漏洩、販売または他者への不法提供を行ってはならない。</u> 事業者は <u>技術措置およびその他の必要措置を講じて、情報の安全を確保し、消費者個人情報の漏洩、紛失を防止しなければならない。</u> 情報の漏洩、紛失が生じ、また

	<p><u>经营者未经消费者同意或者请求，或者消费者明确表示拒绝的，不得向其发送商业性信息。</u></p>
<p>第四十三条 经营者违反本法第二十五条规定，侵害消费者的人格尊严或者侵犯消费者人身自由的，应当停止侵害、恢复名誉、消除影响、赔礼道歉，并赔偿损失。</p>	<p>第五十条 经营者侵害消费者的人格尊严、侵犯消费者人身自由或者侵害消费者个人信息依法得到保护的权利的，应当停止侵害、恢复名誉、消除影响、赔礼道歉，并赔偿损失。</p>
律师解读	
<p>【修订要点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 明确消费者的个人信息依法得到保护。 2. 规定经营者应依法收集、使用消费者个人信息，并对消费者的个人信息严格保密。 3. 明确规定未经消费者同意，经营者不得发送商业性电子信息。 4. 明确经营者侵害消费者个人信息权利，应承担相应的民事责任。 <p>【修订背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中国长期以来缺少关于个人信息保护的法令。虽然2013年09月01日，工业和信息化部出台了《电信和互联网用户个人信息保护规定》（第一个关于个人信息保护的专项法令），但是，无论是其效力级别（部门规章）还是其适用对象（主要用于规范电信业务经营者和互联网信息服务提供者的行为，有局限性），都难以满足一般消费者的个人信息保护要求。 2. 实践中，经营者非法收集、使用消费者个人信息的情况较为常见，社会上对于保护消费者个人信息的呼声很高。 <p>【简要提示】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 由于《个人信息保护法》仍处于立法阶段，《修正案》成为法律层面对消费者个人信息保护的首个规定，对于规范使用个人信息有重要的意义和影响。 2. 建议相关企业加强对收集、使用消费者信息方面的合规性审查，严格管理商业性电子信 	

	<p><u>はその恐れがある場合、直ちに救済措置を講じなければならない。</u></p> <p>事業者は、消費者の同意あるいは請求を受けていない、または消費者が明確に拒絶の意思を示した場合、消費者に商業情報を送付してはならない。</p>
<p>第四十三条 事業者が本法第二十五条の規定に違反して、消費者の人格の尊厳を侵害し、または消費者の人身の自由を侵害した場合、侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪表明を行った上、損害を賠償しなければならない。</p>	<p>第五十条 事業者が消費者の人格の尊厳を侵害し、または消費者の人身の自由を侵害し、または消費者の個人情報に法に従って保護を受ける権利を侵害した場合、侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪表明を行った上、損害を賠償しなければならない。</p>
筆者の解説	
<p>【改正要点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費者の個人情報に法に従って保護を受けられることを明確にした。 2. 事業者は法に従って消費者個人情報を収集、使用しなければならず、消費者の個人情報に対し厳格な秘密保持を行わなければならないことを規定した。 3. 消費者の同意なく、事業者は商業的電子情報を送付してはならないことを明確に規定した。 4. 事業者が消費者個人情報の権利を侵害した場合、相応する民事責任を負わなければならないことを明確にした。 <p>【改正背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中国では長年にわたり個人情報保護に関する法令が欠けていた。2013年9月1日に工業情報化部が「電信とインターネット利用者の個人情報保護規定」（初めての個人情報保護に関する個別法令）を公布したが、その効力等級（部門規則）にせよ、その適用対象（主として電信業務事業者とインターネット情報サービス提供者の行為を規範化するために用いられ、対象が限られている）にせよ、一般消費者の個人情報保護の要求を満たすことは困難であった。 2. 実務において、事業者が不法に消費者の個人情報を収集、使用する状況はよく見られ、社会における消費者個人情報保護に対する呼び声が高い。 <p>【留意点の要約】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「個人情報保護法」が依然として立法段階にあるため、「改正案」は法律レベルでの消費者個人情報保護に関する初めての規定となり、個人情報保護の規範化において重要な意義と影響がある。 2. 関連企業は消費者情報の収集、使用における適法性の審査を強化し、商業的電子情報の送 	

息的发送（包括短信、电子邮件等）。

付を厳格に管理することが望ましい(ショートメール、電子メールなどを含む)。

二、强化了经营者安全保障义务和缺陷产品召回义务

二、事業者の安全保障義務および欠陥商品のリコール義務を強化した

修订前	修订后
<p>第十八条 经营者应当保证其提供的商品或者服务符合保障人身、财产安全的要求。对可能危及人身、财产安全的商品和服务，应当向消费者作出真实的说明和明确的警示，并说明和标明正确使用商品或者接受服务的方法以及防止危害发生的方法。</p> <p>经营者发现其提供的商品或者服务存在严重缺陷，即使正确使用商品或者接受服务仍然可能对人身、财产安全造成危害的，应当立即向有关行政部门报告和告知消费者，并采取防止危害发生的措施。</p>	<p>第十八条 经营者应当保证其提供的商品或者服务符合保障人身、财产安全的要求。对可能危及人身、财产安全的商品和服务，应当向消费者作出真实的说明和明确的警示，并说明和标明正确使用商品或者接受服务的方法以及防止危害发生的方法。</p> <p><u>宾馆、商场、餐馆、银行、机场、车站、港口、影剧院等经营场所的经营者，应当对消费者尽到安全保障义务。</u></p> <p>第十九条 经营者发现其提供的商品或者服务存在缺陷，有危及人身、财产安全危险的，应当立即向有关行政部门报告和告知消费者，并采取停止销售、警示、召回、无害化处理、销毁、停止生产或者服务等措施。采取召回措施的，经营者应当承担消费者因商品被召回支出的必要费用。</p>
律师解读	
<p>【修订要点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 明确宾馆、商场、餐馆、银行、机场、车站、港口、影剧院等经营场所经营者的安全保障义务。 明确规定经营者对缺陷产品有召回义务。 <p>【修订背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 目前关于经营者的安全保障义务，直接的法律依据是《<u>最高人民法院关于审理人身损害</u> 	

改正前	改正後
<p>第十八条 事業者は、自らが提供する商品またはサービスが人身、財産の安全の保障に関する要求に合致していることを保証しなければならない。人身、財産の安全に危害を及ぼすと思われる商品およびサービスについては、消費者に対し事実どおりの説明と明確な注意喚起を行った上、正確に商品を使用し、またはサービスを受ける方法および危害発生を防止する方法を説明し明示しなければならない。</p> <p>事業者は、その提供する商品またはサービスに重大な欠陥が存在し、たとえ正確に商品を使用し、またはサービスを受けたとしても、依然として人身、財産の安全に危害を及ぼす可能性があることが判明した場合、直ちに関係行政部門への報告および消費者への通知を行った上、危害発生を防止する措置を講じなければならない。</p>	<p>第十八条 事業者は、自らが提供する商品またはサービスが人身、財産の安全の保障に関する要求に合致していることを保証しなければならない。人身、財産の安全に危害を及ぼすと思われる商品およびサービスについては、消費者に対し事実どおりの説明と明確な注意喚起を行った上、正確に商品を使用し、またはサービスを受ける方法および危害発生を防止する方法を説明し明示しなければならない。</p> <p><u>ホテル、ショッピングセンター、レストラン、銀行、空港、駅、港湾、映画館などを営業場所とする事業者は、消費者に対する安全保障義務を果たさなければならない。</u></p> <p>第十九条 事業者は、その提供する商品またはサービスに欠陥が存在し、人身、財産の安全に危害を及ぼすことが判明した場合、直ちに関係行政部門への報告および消費者への通知を行った上、販売停止、注意喚起、リコール、无害化处理、廃棄、製造またはサービスの停止などの措置を講じなければならない。リコール措置を講じる場合、消費者が商品のリコールのために支出した必要費用は事業者が負担しなければならない。</p>
筆者の解説	
<p>【改正要点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ホテル、ショッピングセンター、レストラン、銀行、空港、駅、港湾、映画館などを営業場所とする事業者の安全保障義務を明確にした。 事業者の欠陥製品に対するリコール義務を明確に規定した。 <p>【改正背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在、事業者の安全保障義務に関し、直接の法律根拠は「<u>人身損害賠償事件を審理する際</u> 	

[賠償案件适用法律若干问题的解释](#)》第6条，该条规定：“从事住宿、餐饮、娱乐等经营活动或者其他社会活动的自然人、法人、其他组织，未尽合理限度范围内的安全保障义务致使他人遭受人身损害，应承担赔偿责任。”经营者对消费者承担安全保障义务已被世界各国立法普遍接受，修订前的《消费者权益保护法》对此虽有原则性规定²，但未予明确，不利于对消费者的保护。

2. 关于缺陷产品召回义务，根据中国修订前法令（均为行政法规和部门规章的形式³），强制召回的对象仅限于汽车产品、食品、药品、儿童玩具以及医疗器械，强制召回对象的范围十分有限。

【简要提示】

1. 相比《最高人民法院关于审理人身损害赔偿案件适用法律若干问题的解释》，《修正案》第18条进一步明确了承担安全保障义务的主体范围，更有利于保护消费者，但也增加了相关企业的义务和责任。
2. 《修正案》第19条的规定，首次以法律的形式确立缺陷产品召回制度。尽管如此，商品召回制度还是个较为复杂的法律安排，对于召回对象的范围、缺陷的认定标准等都需要有明确规定，仅凭一部《消费者权益保护法》很难实现，后续可能还是需要出台配套性规定予以具体规范。

建议相关企业在加强质量管理的同时，及早建立处理召回产品（特别是可能涉及消费者人身、财产及环境安全的产品）的预案和措施。

（里兆律师事务所 2014 年 01 月 03 日整理编写）

[の法律適用に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈](#)》第6条であり、当該条項は「宿泊、飲食、娯楽などの営業活動またはその他の社会活動に従事する自然人、法人、その他の組織が、合理的な限度範囲内の安全保障義務を果たさなかったために他者に人身損害を生じさせた場合、賠償責任を負わなければならない」と定めている。事業者の消費者に対する安全保障義務の負担は、世界各国の立法において普遍的に受け入れられており、改正前の「消費者權益保護法」はこれについて原則的な規定²を設けていたが、明確にしていなかったため、消費者の保護に不利であった。

2. 欠陥製品のリコール義務に関し、中国の改正前の法令（いずれも行政法規と部門規則の形式³）によれば、強制リコールの対象は自動車製品、食品、薬品、子供玩具および医療器械に限られており、強制リコールの対象範囲は非常に限られていた。

【留意点の要約】

1. 「人身損害賠償事件を審理する際の法律適用に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈」と比べ、「修正案」第18条は安全保障義務を負う主体の範囲を一層明確にし、消費者保護により有利となったが、関連企業の義務と責任を加重した。
2. 「修正案」第19条の規定は、初めて法律の形式で欠陥製品のリコール制度を確立した。とはいえ、商品リコール制度は複雑な法的手順であることから、リコール対象の範囲、欠陥の認定基準などはいずれも明確な規定を必要としており、「消費者權益保護法」一つに頼るだけでは実現が困難であることから、今後も付帯規定の公布を通じて具体的に規範化する必要があると思われる。

関連企業は品質管理を強化すると同時に、早期にリコール製品の処理（特に消費者の人身、財産および環境の安全にかかわると思われる製品）に関する対策と措置を講じることが望ましい。

（里兆法律事務所が 2014 年 1 月 3 日付で作成）

² 修订前的《消费者权益保护法》第7条仅作了原则性规定，“消费者在购买、使用商品和接受服务时享有人身、财产安全不受损害的权利。消费者有权要求经营者提供的商品和服务，符合保障人身、财产安全的要求。”

² 改正前の「消費者權益保護法」第7条は、「消費者は商品の購入、使用およびサービスを受ける際に、人身、財産の安全が損なわれない権利を有する。消費者は、事業者が提供する商品およびサービスが人身、財産の安全の保障に関する要求を満たすように求める権利を有する。」との原則的な規定を設けていただのである。

³ 例如：《缺陷汽车产品召回管理条例》、《药品召回管理办法》、《食品召回管理规定》、《儿童玩具召回管理规定》等。

³ 例えば、「欠陥自動車製品リコール管理条例」、「薬品リコール管理弁法」、「食品リコール管理規定」、「子供玩具リコール管理規定」など。